

# 事故が起きたら～訓練中にケガをした場合の対応など

訓練中に転んでケガをした！こんな場合に備えてボランティア保険に加入をお勧めしています。その他の制度についても紹介します

## 1 はじめに

阪神・淡路大震災からの教訓をもとに、平成7年度から神戸市内各地で防災福祉コミュニティが結成され、191 地区の防災福祉コミュニティがさまざまな活動を実施しています。

これらの活動時に事故が発生した場合はどうしたらよいのでしょうか。事故を起こさないようにすることがまず第一ですが、事故が起こった場合の対応について、あらかじめ知っておくことも大切です。

## 2 事故を起こさないために

訓練等実施時は、

- ・ ヘルメットや手袋を着用し、ケガをしにくい服装とする。
- ・ 火気の取り扱いや資機材の取り扱いに注意する。
- ・ 訓練会場周辺の状況にも注意する。
- ・ あらかじめ、どのような活動が危険なのか話し合っておく。
- ・ 無理をしない、無理をさせない。

などを心がけましょう。



## 3 事故が起きたら

- ・ ケガ人等の応急処置をする。
- ・ 二次災害を起こさない。
- ・ 救急箱やAEDなどを準備しておくと共に、応急処置の知識を身につけておく。

などの体制をとっておくことも必要です。



## 4 ボランティア保険の活用

万が一の事故に備えてボランティア保険に加入しておく、いざという時に安心です。保険（共済）に係る掛金については、防コミ活動経費の中からも支出可能ですので、地域で総合訓練などを行う際には一度検討してみてもいいでしょう。

ここでは主な保険（共済）についてご紹介します。

### ◆兵庫県ボランティア・市民活動災害共済

地域活動中の事故を補償するもので「傷害保険」「賠償責任保険金」「死亡見舞金」をセットにした保険です。

掛金は1名につき500円で補償期間は翌年の3月31日の24時までです。

#### ◆兵庫県ボランティア活動等行事用保険

1日行事で活動中の事故を補償するもので「傷害保険」「賠償責任保険金」がセットされています。

掛金は1名につき1日あたり50円（実技が伴う場合は207円）で活動内容によって変わります。

また宿泊を伴う行事についても掛け金が変わります。

お申し込み、お問い合わせはお近くの区社会福祉協議会までお願いします。

#### ◆レクリエーション保険

上記以外にも行事などを行う際の保険として「レクリエーション保険」があります。

内容は損害保険会社ごとに異なりますので、詳しくはお近くの損害保険会社までお問い合わせください。

※上記保険の掛金などは平成20年度実績です。

## 5 神戸市民活動障害等見舞金制度

防災福祉コミュニティで防災訓練や講習等の活動実施時にケガをされた場合には、この制度により見舞金を給付できることがあります。

万が一事故が発生したときは、発生日から30日以内に報告することが必要となりますので、制度に該当するかどうかを含めて、できるだけ早く所轄の地区担当者までご連絡ください。

### ワンポイントアドバイス

☆ 上記「神戸市民活動障害等見舞金制度」については、負傷者等が必ず制度に該当するかどうか不確定な部分もあります。（訓練見学者は該当しない、など）

☆ 万が一に備えて、ボランティア保険などに加入しておくとう安心です。訓練実施時などにはぜひご検討ください。